

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

大分国民年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から60年5月まで
② 昭和60年8月から61年3月まで
③ 昭和62年1月から同年11月まで
④ 平成5年8月

私は、国民年金加入及び保険料の納付には関与しておらず、元妻に全て任せていた。元妻から、平成8年11月頃に国民年金保険料の納付書が大量に送られてきて、40万円から50万円くらいまとめて納付したと聞かされた記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④は1か月と短期間であるとともに、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から平成6年9月頃と推認できるところ、当該時点では申立期間④は過年度納付が可能な期間である上、申立人は申立期間④前後の国民年金保険料を順次過年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間④の保険料についても過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①、②及び③は上記国民年金に加入した平成6年9月頃に、国民年金の資格取得日が遡及し、同年10月に申立人に係る年金記録が整理された際に確定した第1号被保険者期間であると認められるところ、その時点で当該申立期間はいずれも既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録から申立人が国民年金に加入した平成6年9月頃以降の約2年間に於いて順次納付されたことが確認できる申立人及び元妻に係る

国民年金の納付済み期間については、その納付された保険料額の合計が約 50 万円となることが確認できるところ、これは申立人が主張する金額とおおむね一致している上、申立人の保険料を納付したとする元妻についても、申立期間②及び③の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は申立期間①、②及び③の国民年金加入及び保険料納付に関与していないほか、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、申立人の昭和59年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記事については、同年8月及び同年9月を9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記事を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月1日から61年8月31日まで
② 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

私は、申立期間①及び②においてA社に勤務していたが、申立期間①は標準報酬月額が受け取っていた給与額よりも低い金額で記録されており、申立期間②は厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①及び②の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険

庁（当時）の記録を上回る場合である。

したがって、申立期間①のうち、昭和59年8月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が保管している同年8月及び同年9月の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①のうち、昭和59年8月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和59年4月1日から同年8月1日までの期間及び同年10月1日から61年8月31日までの期間については、申立人が保管している給与明細書における報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないことが認められる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録により確認できる当該期間における標準報酬月額は一致しているほか、当該被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の同社に係る標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和59年4月1日から同年8月1日までの期間及び同年10月1日から61年8月31日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録、及び申立人が保管している昭和61年8月の給与明細書により、申立人は、申立期間②においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が保管している昭和61年8月の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、6万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の被保険者資格の喪失に係る届出を誤って社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当し

た場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 50 年 3 月まで

私の国民年金は、20 歳になって父が加入手続を行い、国民年金保険料も納税組合を通じて納付してくれていたもので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から昭和 50 年 10 月頃に払い出されていることが推認され、申立期間はその際に 20 歳時まで資格取得日が遡及したことによる未納期間と認められ、申立期間当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納税組合で現年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、上記国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで

私は、昭和 36 年の国民年金制度発足当初に母親と共に加入した。加入手続は地区の婦人会がまとめて行い、結婚するまで母親と一緒に婦会の集金で保険料を納付した。当時の保険料は 1 か月 100 円で保険料の集金の際に年金手帳に確認印を押してもらったと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「昭和 36 年の国民年金制度発足当初に母親と共に加入した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 35 年 10 月 1 日を資格取得日として国民年金制度発足当初に母親と連番で払い出されていることが確認できるものの、申立期間当時、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする母親は、申立期間の保険料が未納と記録されている。

また、申立人は、「申立期間は、母親と一緒に婦会の集金で国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、「年金 A」（昭和 37 年 11 月 1 日発行）には、申立人が申立期間当時居住していた B 市（現在は、A 市）では、「昭和 37 年 6 月に国民年金の納付組織が結成され、全校区婦人会が国民年金保険料の集金を担当することになり、4 月分の保険料から徴収することになる。」との記載が確認でき、申立人と同時期に同地区で国民年金に加入した被保険者からも同様の証言が得られたことから、申立期間において、申立人が主張する婦会による国民年金保険料の集金は開始されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする母親は

既に死亡しており、申立人に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 804 (事案 715 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 6 月から 44 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
④ 昭和 41 年 6 月から 44 年 4 月まで

私の国民年金保険料は、市職員が家に徴収に来たり、私が市役所に納めに行ったりして納付していた。また、免除を受けていた期間の保険料についても市職員が家に徴収に来たので、まとめて納付したこともあったと思う。申立期間の国民年金保険料が納付と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 国民年金への加入及び保険料納付状況等に係る記憶が明確でなく、申立人の保険料納付状況に関する主張と当時の自治体の事務処理には相違点が見受けられること、ii) 申立人の夫は申立期間の国民年金保険料が申立人と同じく未納又は免除となっていることが確認できること、iii) 申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 8 日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな主張等は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、前回から「免除を受けていた期間の国民年金保険料をまとめて納付したこともあったと思う。」旨主張しており、申立人の夫に係る特殊台帳から昭和48年11月から49年3月までの免除期間の国民年金保険料が58年11月に追納されていることが確認できるものの、当該事情は当委員会の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金は、加入手続の時期及び加入した場所等の記憶が定かではないが、結婚前に夫と A 区で同居した頃から、夫の国民年金保険料と共に金融機関で納付していたと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人は、「結婚前に夫と A 区で同居した頃から、夫の国民年金保険料と共に金融機関で納付していたと記憶している。」旨主張しており、オンライン記録から、申立期間①に係る申立人の夫（婚姻は昭和 59 年 7 月）の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 47 年 11 月 18 日を資格取得日として 54 年頃に B 区で払い出されていることが推認できるものの、申立人は、B 区から A 区への国民年金に係る住所変更手続及び保険料納付等についての記憶が曖昧である上、申立人に係る戸籍の附票から、申立人が A 区に居住した時期を確定することができない。

また、申立期間①は 60 か月と長期間である上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について

申立人が所持する年金手帳の記載から、申立人には上記 1 において払い

出されたものとは別の国民年金手帳記号番号が昭和 61 年 4 月 1 日を資格取得日（国民年金第 3 号被保険者）として同年 4 月以降に払い出されていることが推認できるところ、申立期間②は、平成 8 年 1 月頃に申立人に係る国民年金第 3 号被保険者の資格取得日が昭和 61 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日に夫の厚生年金保険の被保険者期間にあわせて訂正されたことにより生じた未納期間であり、申立期間②当時において、当該期間に係る納付書は発行されなかったものと考えられる上、上記訂正時点では既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、上記 1 において払い出された国民年金手帳記号番号においても、申立期間②の国民年金保険料は未納となっている上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 806

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 60 年 6 月まで

私の申立期間に係る国民年金保険料については、昭和 60 年頃に A 市から納付書が届いたので、母が同市役所の窓口で 20 万円程度の国民年金保険料を一括で納付したはずである。

その後の国民年金保険料は、父の口座から振替で納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年*月*日を資格取得日として 61 年 4 月以降に B 市で払い出されていることが推認でき、当該払出時点では申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、A 市で申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「昭和 60 年頃に A 市役所で国民年金保険料を 20 万円程度納付した。」と主張しているところ、国民年金被保険者名簿の納付記録から、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間（保険料額 6 万 60 円）及び同年 4 月から 62 年 3 月までの期間（保険料額 8 万 5,200 円）を、62 年 6 月 22 日及び同年 11 月 9 日にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、62 年 4 月から同年 10 月までの期間（保険料額 5 万 1,800 円）について現年度納付した保険料額を合算すると、合計は 19 万 7,060 円となり、申立人及び申立人の母親の主張する金額とおおむね一致することから、申立人の母親が申立人の保険料を納付した時期を誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人の母親は、「まとめて保険料を納付した後は、父の口座か

ら保険料を振替できるようにした。」と主張しているところ、申立人の国民年金保険料を口座振替していたとする申立人の父親名義の預金通帳の記録によると、上記一括納付した昭和62年10月分より後の同年11月分以降の国民年金保険料について、口座振替が開始（最初の振替日は昭和62年12月28日）されていることが確認できることから判断しても、申立人の母親が申立人の保険料を納付した時期は、62年頃だったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 48 年 3 月まで
私の国民年金は、妻が市役所で加入手続を行い、加入時から国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 42 年 8 月 1 日を資格取得日（平成 7 年 12 月 4 日に資格取得日を昭和 43 年 2 月 21 日に訂正）として、48 年 10 月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認できるところ、当該払出時点では、申立期間の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の保険料は妻と一緒に納付した。」旨主張しているところ、オンライン記録によると、上記申立人の払出時点において連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻についても、申立期間の国民年金保険料は未納となっていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 62 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、A共済組合員として掛金をA団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
② 昭和 53 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはB協会に、申立期間②についてはC連合会に、申立期間③については社団法人Dに、それぞれ勤務していた。

申立期間①については厚生年金保険の被保険者期間として、申立期間②及び③についてはA共済組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が申立期間①の後に勤務した社団法人D（申立期間③の申立事業所）の事業を継承した社団法人Eから提供された申立人の履歴書の写しから判断すると、申立人は、申立期間①において、B協会に勤務していたものと推認される。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、B協会は、昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、B協会は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人と同じ昭和 52 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる二人については死亡又は居所不明のために事情を聴取することができず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

申立期間②については、C連合会（現在は、F連合会G県本部）に係る申立人の健康保険被保険者原票により確認できる被保険者記録、雇用保険の加入記録等から、申立人は、申立期間②のうち、昭和53年4月1日から55年1月19日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、臨時職員としてC連合会に勤務していた旨述べているところ、当該事業所に係る健康保険被保険者原票により被保険者記録が確認できる者のうち、オンライン記録により、昭和55年7月1日にA共済組合の組合員資格を取得したことが確認できる者で、かつ、自身が臨時職員であったとする女性は、「私は昭和53年4月から勤務していたが、当初、臨時職員であった女性については、健康保険料と失業保険料は給料から控除されていたものの、掛金は控除されておらず、ほとんどの者が国民年金に加入していた。私たち臨時職員は、55年7月1日から本人が希望することによりA共済に加入できるようになったので、それ以前に加入することはあり得ないと思う。」と供述している上、オンライン記録及びA共済組合の回答によると、同年7月1日以前にA共済組合の組合員期間を確認できる女性は見当たらない。

また、A共済組合は、「申立期間②について、C連合会からの申立人の組合員資格取得の届出は無い。」と回答している上、F連合会G県本部は、「申立人のA共済掛金を控除していないと思う。」と回答しているほか、C連合会に係る健康保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る掛金の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

なお、オンライン記録によると、C連合会は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

申立期間③については、社団法人Eの回答、前述の当該事業所から提供された申立人の履歴書の写しから判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和58年4月1日から59年11月30日まで当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかしながら、A共済組合は、「社団法人Dは農林年金の対象団体ではない。」と回答している上、社団法人Dに係る健康保険被保険者原票により被保険者記録が確認できる者のうち、オンライン記録により、A共済組合の組合員期間が確認できる同僚は、「私は社団法人Dに勤務していたが、同法人はA共済の対象団体ではなかった。このため、職員全員がA共済に加入していたわけではなく、私がA共済に加入するに当たっては、H連合会の職員としてA共済に加入した。」と供述している。

また、社団法人Eは、「申立人の掛金を控除したかは不明。」と回答している上、社団法人Dに係る健康保険被保険者原票により被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間③に係る掛金の控除

の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

なお、オンライン記録によると、社団法人Dは厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料又は掛金が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間①については厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により、申立期間②及び③についてはA共済組合員として掛金をA団体により、給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 22 日から 46 年 1 月 31 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間である A 社に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、請求した記憶も受給した記憶も無い。脱退手当金は受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 1 月 31 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 人に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうち 4 人が同社に係る同資格喪失日から 3 か月以内に支給決定されている上、当該支給記録のある一人は、「私は、会社を通じて脱退手当金の請求手続をした。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求についての関与がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 46 年 3 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日まで

私は、平成 19 年 2 月から A 社に勤務していたが、21 年 1 月 29 日から同年 1 月末日まで同社の関連会社である B 社の開業準備の仕事をし、そのまま同年 2 月 1 日付けで同社に異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

なお、厚生年金保険法に基づき記録の訂正等が行われるのは、申立人が厚生年金保険法の被保険者としての適用の要件を満たしていた場合である。

申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務していた旨主張しているものの、同社が保管している平成 21 年 1 月の出勤簿及び労働者名簿において、申立人が同年 1 月 28 日付けで退職した旨の記載が確認できる上、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社の離職日は同年 1 月 28 日、B 社の資格取得

日は同年2月1日と記録されていることが確認できることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことを確認できない。

また、社会保険事務所（当時）が保管している平成21年2月6日付け受付印が押されているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は申立人の資格喪失日を同年1月29日として届け出ていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人が申立期間当時と一緒に勤務していたとする同僚についても、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、同社が保管している申立人に係る賃金台帳によると、21年1月分（平成21年2月15日支給分）の給与から厚生年金保険料は控除されていない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 19 日から 46 年 7 月 31 日まで

私がA社に勤務していた期間について、社会保険庁（当時）の記録によると、退職後に脱退手当金を受給した旨記録されているが、脱退手当金を受給する手続をした記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給決定が行われたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1か月後の昭和46年8月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録により、申立人は、A社に係る被保険者資格を喪失してから国民年金第3号被保険者となるまでの国民年金の強制加入期間において未加入期間が確認できる上、国民年金第3号被保険者でなくなった後の強制加入期間においても10年間以上の国民年金保険料未納期間が確認できるなど年金に対する意識が高かったとは考え難いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。